契約の有効期間は、2018年4月1日から2020年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲及び乙が相手方に対して契約を更新しない旨の通知をしなかった場合、同様の条件でさらに2年間更新されるものとし、その後も同様とする。